

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

携帯メールやショートメールによる架空請求が増加しています！

県内における今年1～9月の特殊詐欺被害は、93件、1億8212万円に上ります。架空請求に関しては、以前はハガキによるものが主流でしたが、最近ではメールやショートメールによるものが増加しています。「未納料金があります」「携帯電話を購入するので名義を貸して」などというメッセージは、典型的な詐欺の手口です。内容に心当たりがない場合は、決して相手に連絡しないようにしましょう。

【架空請求の手口】

- ▼「名義貸しは犯罪だ。罪にならないためには供託金を払ってもらう」「料金を払わないと裁判になる」などと脅かし、お金をだまし取ろうとする
- ▼「お金は一度に払い出すと銀行に不審に思われる所以、少しずつ払い戻してください」などと怪しい指示をしてくる
- ▼「コンビニで電子マネーを購入して、そのIDを教えてください」と要求してくる



これらは典型的な詐欺の手口です。後になって騙されたことに気付いても、取り戻すことは非常に困難なので注意しましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越し下さい）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報を伺います。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

